

春日井市独自の支援

新型コロナウイルス感染症への感染防止対策により、休校や外出抑制に伴う、事業者や市民の皆さんへの緊急支援対策を行います。詳細が決まり次第、広報や市ホームページに掲載します。

事業者向け

1

県の協力金の対象 とならない小売業等に 支援金 10 万円を交付

新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付対象とならない小売業や生活関連サービス業、飲食店などの中小事業者などに対し、市独自の支援金を交付します。

問い合わせ 協力金・支援金事務室 (☎85-6982)

2

国の雇用調整助成金を受けた 中小事業者等に対して、 支給金額の 10%相当額 を補助

中小事業者などが、国の「雇用調整助成金」を活用する場合に、国の助成金の 10% を市独自で交付します。

問い合わせ 経済振興課 (☎85-6246)

3

新規事業への展開 や業態転換に取り組む 中小事業者等を支援

※春日井商工会議所を通じて実施

店内での飲食店舗などがテイクアウトを開始するなど、新規事業の開始や業態を転換する際の費用の一部を支援します。

問い合わせ
春日井商工会議所 (☎81-4141)

4

雇用調整助成金の制度利用 などに社会保険労務士等の 専門家を派遣

※春日井商工会議所を通じて実施

雇用調整助成金などの申請やテレワークのための就業規則整備などの支援として、専門家を派遣します。

問い合わせ
春日井商工会議所 (☎81-4141)

子育て世帯向け

5

小・中学校給食費 の負担免除

学校再開に伴う学校給食の再開日から、夏休み期間中にも授業が実施される場合の 8 月末までの学校給食を負担免除で提供します。

問い合わせ 学校給食課 (☎85-6342)

6

保育園等給食費 の負担免除

小中学校の再開に合わせ、保育園などの利用自粛を解除した日から、8 月末までの保育園などの給食費を負担免除で提供します。

問い合わせ 保育課 (☎85-6202)

全世帯・事業者向け

7

水道料金の 基本料金を免除

水道料金の基本料金を 6 か月間免除します。

対象 奇数月検針の地区：6・8・10 月請求分

偶数月検針の地区：7・9・11 月請求分

問い合わせ 上下水道業務課 (お客様窓口) (☎85-6411)

新型コロナウイルス感染症に係る施策

(4月24日現在)

特別定額給付金事業

新型コロナウイルス感染症による家計への影響に対する支援として、全市民に対し、臨時特別的な給付を行います。

給付額：給付対象者1人につき10万円
対象者：4月27日において住民基本台帳に記録されている人
受給権者：住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

問い合わせ
 特別定額給付金事務局 (☎85-6981)

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付を行います。

給付額：対象児童1人につき1万円
対象者：令和2年4月分の児童手当(特例給付を除く)受給者
 ※新高校1年生などを含む

問い合わせ 子ども政策課 (☎85-6201)

新型コロナウイルス感染症対策協力金

県の休業要請などに全面的に協力している中小事業者などに対して、協力金を交付します。

問い合わせ 協力金・支援金事務局 (☎85-6982)

対象者：県の休業要請および営業時間短縮要請に応じた、スポーツクラブ、学習塾、アウトドア用品店、飲食店などの中小事業者など

お知らせ

市立小中学校の休業期間延長と授業動画配信の取り組み

学校教育課 ☎ 85 - 6441

新型コロナウイルス感染症がまん延する中、子どもたちの安全を最優先に考え、市立小中学校の休業期間を延長します。また、休業期間の長期化に対応するため、授業動画を配信しています。

◆休業期間

5月31日(日)まで延長(当初の休業期間は、5月6日(休)まで)

◆授業動画について

授業動画とプリントは各学校のホームページに掲載しています。教科書とプリントの内容に沿ったスライドと教職員の声による説明で構成された動画を視聴しながら学習を進めます。

対象	配信内容
中学校1～3年生	令和2年度4月分の授業 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)
小学校1～6年生	令和2年度4月分の授業 算数
小学校5・6年生	令和2年度4月分の授業 外国語科(英語)

※上記教科の5月分の授業動画については、5月中旬から随時配信予定です。

DVDの貸し出しを行っています

動画が視聴できない家庭への対応として、テレビなどで視聴できるDVDの貸し出しなどを行いますので、学校に相談してください。